

確定申告・住民税申告が不要の給与所得者・年金所得者の方への ふるさと寄附金のワンストップ特例制度

【制度の概要】

- ◎確定申告や住民税申告を行わない給与所得者や年金所得者などが、寄附(ふるさと寄附金)をした場合に、税務申告手続きを簡素化する特例制度
- ◎寄附(ふるさと寄附金)をされる際にワンストップ特例の申請をされると、自治体間で通知を行い、翌年度の住民税で「申告特例控除(所得税・住民税の寄附金控除・寄附金税額控除相当額)」が適用

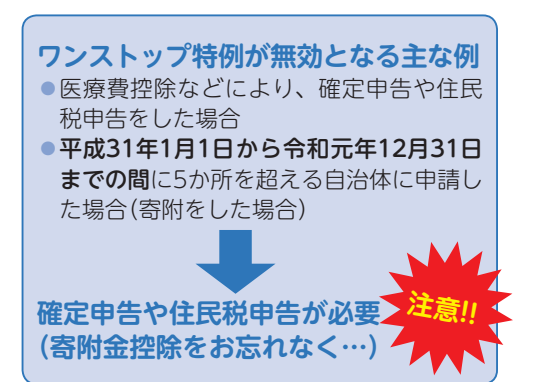
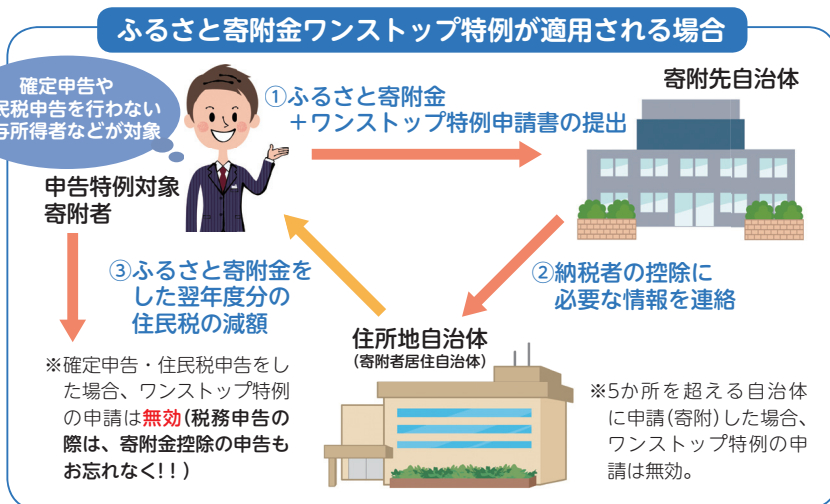
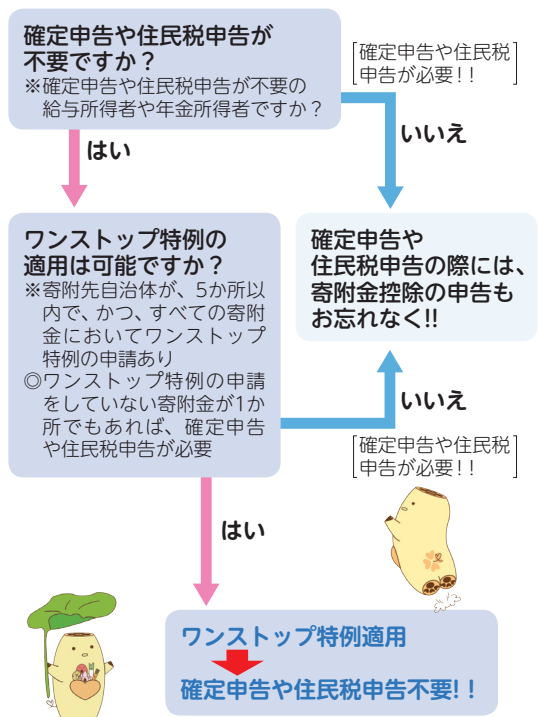
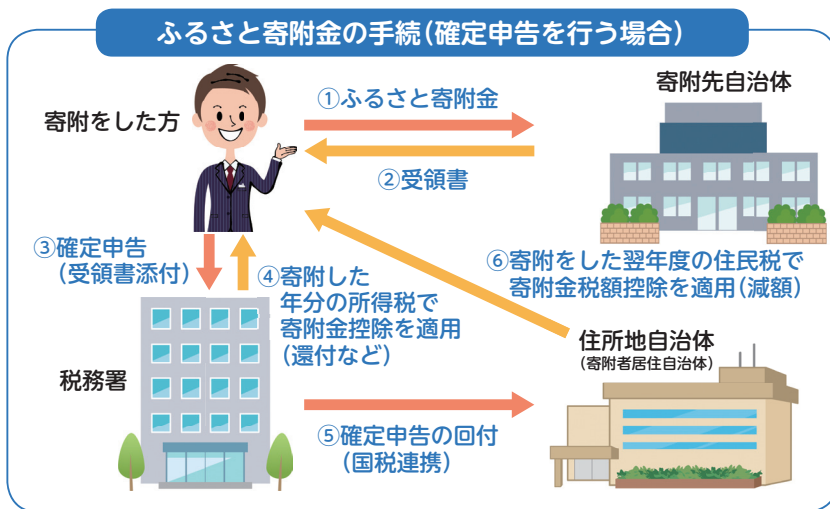
～ワンストップ特例制度における注意事項～

- ワンストップ特例の申請をされた方が、医療費控除などにより確定申告や住民税申告を行った場合や5か所を超える自治体に申請(寄附)を行った場合は、**ワンストップ特例の申請は無効**となり、特例制度による控除の適用はされません。(確定申告や住民税申告が必要)



ワンストップ特例の申請をされた方が医療費控除などの控除の追加や所得申告などにより、確定申告や住民税申告をしなければならなくなった場合は、**寄附金控除の申告もお忘れなく**してください。

- ワンストップ特例の申請内容に変更(住所や氏名などの変更)が生じた場合は、必ず所定の様式で変更手続きを行ってください。



寄附先自治体が、ご自身がお住まいの市町村でも申請は可能です。